

点検していますか？ 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、古くなると、電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に、電池や機器本体の交換をしましょう。

【問い合わせ】

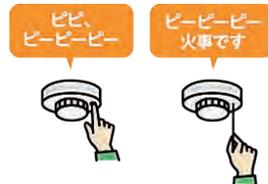
ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
予防課(☎271-0735)

【住宅用火災警報器の点検方法】 本体のボタンを押すか、ひもを引くことで簡単に動作確認ができます。



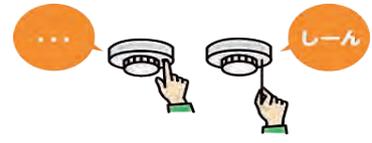
正常な場合は？

「正常をお知らせするメッセージ」または「火災警報音」が鳴ります。



音が鳴らない場合は？

電池がきちんと入っているか確認してください。それでも鳴らない場合は「電池切れ」または「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。



9月10日は
「下水道の日」

下水道の適切な維持管理にご協力ください

【問い合わせ】下水道課管理・業務担当(☎282-1711 内線1192)

下水道は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全、浸水防除により、私たちが健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠な社会インフラの一つとして、日々の生活や社会経済活動を支える重要な役割を担っています。

村では、平成元年度に下水道の使用を開始して以来、これまで約293キロメートルにおよぶ下水道管渠を整備し、普及率は91.6パーセントとなりました(令和4年度末現在)。村の下水道事業は現在、村が経営する企業活動として、住民の皆さんが納める使用料等と国等の公費負担分を含めた事業収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」の下で行われています。また、事業の継続と経営の健全化を進めながら、新たな管路整備や管路点検・調査、予防保全管理、管路更生・耐震化、老朽化対策を計画的・効率的に実施し、必要な機能の持続に取り組んでいます。



▲下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

【異物を流さないでください！】

下水道管の詰まりやマンホール内のポンプの故障の原因となる異物は、絶対に流さないでください。

流してはいけない物▼▽水に溶けない紙(ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品等)▽家庭ごみ(ゴム、ビニール、プラスチック容器)▽布類(タオル、下着等)▽油脂類(食用油、機械油等)▽生ごみ(野菜の切りくず、残飯等)▽揮発物(アルコール、ガソリン、灯油等)▽その他のごみ、土砂等

村内の下水を排除するためのマンホール内ポンプ(34か所)の一部で、本来、下水道に流してはいけないもの(異物)の引っ掛かり・詰まりが、継続的に毎月確認されています。



▲マンホール内のポンプに詰まった異物(令和5年6月)

【排水設備のお手入れをしましょう】

▽宅地内の排水設備は…定期的に点検と清掃を行いましょう。自宅の屋内外の排水管内が詰まると、下水道に排水することができなくなるほか、深刻な場合には、敷地外に下水があふれ出てしまい、その解消のために自ら業者を手配する等の対応が必要となることがあります。

▽飲食店や厨房施設に設置されているグリーストラップ(排水に含まれる油脂や生ごみ等を取り除く装置)は…中にたまった油脂や残飯等を取り除き(毎日行うことが望ましい)、廃棄物として処理してください。

【下水道への雨水流入解消にご協力をお願いします】

村の下水道は、雨水と汚水(し尿および生活排水)を別々に処理する「分流式下水道」という方式で汚水を排除しています。しかし、下水道管・マンホールの経年劣化のほか、各家庭内の排水桝や污水管などの破損により、雨水・地下水が流入してしまう場合があります。村では、下水道施設の計画的な調査や経年劣化対策を行っていますが、皆さんの家庭でも、排水状況等を確認し、桝や管に破損等がある場合には、随時、交換等の対応をお願いします。